Ⅰ．工 事 概 要 等

1．工 事 場 所　竹原市小梨町

2．建 物 概 要

建 物 名 称	構　造	階　数	建築基準法による延べ面積（㎡）	消防法施行令別表第一の区分	備　考
斎場	鉄筋コンクリート造	地上2階	712.34㎡		既存

3．工 事 種 目　（ ⊙ 印の付いたものを適用する）

建物別及び屋外 ＼ 工事種別 ／ 工事種目	斎場					屋　外
⊙ 火 葬 炉 設 備	改修一式					
・換 気 設 備						
・排 煙 設 備						
・自 動 制 御 設 備						
・衛 生 器 具 設 備						
・給 水 設 備						
・排 水 設 備						
・給 湯 設 備						
・消 火 設 備						
・ガ ス 設 備						
・厨 房 設 備						
・浄 化 槽 設 備						
・雨 水 利 用 設 備						
・特 殊 ガ ス 設 備						
・電 気 設 備 工 事	電気設備工事の部による					
・建 築 工 事	建築工事の部による					

4．指 定 部 分　※ 無し　・ 有り（工期　令和　年　月　日）

対象部分：

5．設 備 概 要　（改修の場合は既存の概要を示す。）

空調設備	空気調和方式等	・空気調和（ ・ パッケージ方式　・ ガスエンジンヒートポンプ方式 ・ ファンコイルユニット・ダクト併用方式 ・ 単一ダクト方式　・ 各階ユニット方式 ）
	主要熱源機器	・空気熱源ヒートポンプユニット　・ マルチパッケージ形空気調和機 ・パッケージ形空気調和機　・ ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 ・チリングユニット　・ 吸収冷温水機　・ 吸収冷温水機ユニット ・鋼製ボイラー　・ 鋳鉄製ボイラー ・温水発生機（ ・ 真空式　・ 無圧式 ）
換気設備		・１種換気　・ ２種換気　・ ３種換気
排煙設備		・機械排煙（ ・有　・ 無 ）　適用法規（ ・ 建基法　・ 消防法 ）
自動制御設備		・自動制御方式（ ・ 電気式　・ 電子式　・ デジタル式 ）
衛生設備	給水方式	・水道直結　・ 高置タンク　・ ポンプ直送　・ 水道直結増圧
	排水方式	建物内の汚水と雑排水（ ・ 合流　・ 分流 ） ポンプ排水　・ 有（ ・ 汚水　・ 雑排水　・ 湧水 ）　・ 無
	放流先	汚　水　・ 直放流下水管　・ 浄化槽
		雑排水　・ 直放流下水管　・ 浄化槽　・ 側溝　・ 別途桝
		排水桝　・ 有（計画容量：　　m3 ）　・ 無
	給湯設備	・有（ ・ 局所式　・ 中央式 ）　・ 無 熱源（ ・ 電気　・ 都市ガス　・ 液化石油ガス　・ 灯油　・ A重油 ）
	消火設備	・屋内消火栓　・ 連結送水管　・ 屋外消火栓　・ スプリンクラー ・消防用水　・ 泡消火　・ 連結散水装置　・ 粉末消火装置 ・不活性ガス消火（ ・ 窒素　・　　）　・ ハロゲン化物消火 ・フード等用簡易自動消火装置　・ 無
	ガス設備	・都市ガス　種別（　　ＭＪ／m3Ｎ　）　・ 液化石油ガス
	浄化槽設備	・有（ ・ 合併処理　・ 小規模合併処理　・　　）　・ 無

Ⅱ．工 事 仕 様

1．共 通 仕 様

1）特記仕様及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の標準仕様書等による。ただし、⊙ 印の付いたものを適用する。

⊙ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和７年版（以下「標準仕様書」という。）

・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和７年版　（以下「改修標準仕様書」という。）

⊙ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）令和７年版　（以下「標準図」という。）

2）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。

2．特 記 仕 様

1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

2）特記事項のうち選択する事項は　⊙ 印の付いたものを適用する。

ただし、　⊙ 印のない場合は　※　印を適用する。

⊙ 印　㊎ 印の場合は共に適用する。

区分	項　目	特　記　事　項
一般共通事項	① 施工図等	施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
	2．保安規定	中国地方整備局制定の営繕工事事業用工作物電気保安規程を
	③ 施工条件	（ ・ 適用　・ 準用 ）する。
	4．工事安全計画書	現場説明書による。
		建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を、監督職員に提出する。
	5．発生材の処理等	引渡しを要するもの　・ 有（ ・ 機器類　・ 金属類　・　　）
	※51. 建設廃棄物の処理も確認すること	※ 無
		特別管理産業廃棄物　※ 無
		・ 有（ ・ 配管用保温材　・　　）
		再生資源化を図るもの　※ 無
		・ 有（ ・　　）
		石綿含有設備資機材（ガスケット、パッキン、たわみ継手等）は関係法令に従い適切に処理を行う。引渡しを要するもの以外は構外搬出適切処理とする。
		撤去機材等（石綿類を含む）の搬出・処分費
		※ 本工事　・ 別途工事
		フロン、臭化リチウム液、残油処理の搬出・処分費
		※ 本工事　・ 別途工事

一般共通事項

6．環境への配慮

1）国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき策定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については、他の特記事項及び図面表記の範囲内で、環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする。

2）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。

① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。

② 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。

③ 接着剤は、可塑性（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。

④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

⑦ 機材の品質等

1）本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。

2）別表－１に示す機材等を使用する場合は次の①から⑥すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、①から⑥すべての事項を評価された事を示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員の承諾を受けた場合は、証明となる資料等の提出を省略することができる。

① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。

② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。

③ 安定的な供給が可能であること。

④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。

⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。

⑧ 機材の承諾図

機械設備工事機材承諾図様式集（令和４年版）によるほか、監督職員の指示による。

9．図形表示

機器類は、図示する形状及び配管等の取出し位置により、特定製造者の製品を指示、限定しない。

10．容量等の表示

1）機器類の能力、容量等は原則として表示された値以上とする。

2）電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された値以下とする。

11．技能士の適用

・ 建築板金（ダクト製作及び取付）　・ 熱絶縁施工（保温工事）

・ 配管（配管工事）　・ 冷凍空気調和機器施工（冷凍空調機器据付）

12．化学物質の濃度測定

建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定　※ 不要　・ 要

測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等は

（ ※ 現場説明書　・　　）による。

13．インバーター用制御及び操作盤

（ ※ 標準仕様書　・ 図示 ）による。

「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン（平成１６年１月制定　原子力安全・保安院）」及び「高調波抑制対策技術指針（ＪＥＡＧ９７０２－２０１３）」に基づき、高調波対策を行う。

14．総合試運転調整

下記項目の総合調整を行ない測定表を監督職員に提出する。（ 部）

・ 風量調整　・ 水量調整　・ 室内外空気の温湿度の測定

・ 室内気流及びじんあいの測定　・ 騒音の測定

・ 飲料水の水質の測定　・ 雑用水の水質の測定　・

測定箇所等は監督職員との協議による。

15．弁類

ステンレス管に使用するバルブは５０Ａ以下は青銅製、６５Ａ以上はステンレス製を使用する。

16．伸縮管継手

※ ベローズ形　・ スリーブ形

17．防振継手

※ 合成ゴム製（球形）　・ ポリテトラフルオロエチレン樹脂製

・ ベローズ形（ステンレス製）

18．絶縁継手

※ 標準図（施工３）による。

19．スリーブ

つば付き鋼管製に替えて、非加硫ブチルゴム系止水材でもよい。

20．瞬間流量計

1）形式はピトー管式（コック付）とする。　※ 固定式

2）下記の箇所、若しくは図示による。

・ ボイラー又は熱交換器の温水出口　・ 冷凍機器の冷水出口

・ 冷温水ヘッダーの各送り管　・ 冷凍機器の冷却水出口

・ ユニット形空気調和機の冷温水入口

21．配管の建物導入部

（ ・ 給水　・ ガス　・ 油 ）配管の変位吸収は

（ ※ 標準図（施工４，５）　・ 図示 ）による。

22．ステンレス鋼管の接合方法

呼径６０Ｓｕ以下の継手は、メカニカル形とし、ＳＡＳ３２２を満足するものとする。

23．ビニル管の接合方法

※ 接着接合　・ ゴム輪接合

24．ポリエチレン管の接合方法

５０Ａ以下　※ メカニカル接合　・ 電気融着接合

７５Ａ以上　※ 電気融着接合

25．溶接配管の検査

・ ガス配管　・ 冷温水配管　・ 冷却水配管

非破壊検査　※ 無　・ 浸透探傷検査又は磁粉探傷検査

・ 放射線透過検査

抜取率は　・ 標準仕様書による　・ ＿＿ %

26．異種管の接続

鋼管とステンレス鋼管、銅管と鋼管は（ ※ 標準図　・ 図示 ）による。

27．支持金物・固定金具

ポンプ及び屋外設置機器・ピット内のアンカーボルト、ナットはステンレス（ＳＵＳ３０４）製とし、屋外及びピット内の配管、ダクトに使用する支持金物等はステンレス（ＳＵＳ３０４）製又は、溶融亜鉛めっき仕上げとする。

溶融亜鉛めっきは　※ HDZT49　・ HDZT70

標準仕様書によるほか図示の箇所に設ける。

28．埋設表示

29．保温

1）屋内露出（一般居室、廊下）の外装は　※ Ａ１　・ Ａ２

2）冷媒管の保温外装は

屋内露出　・ 合成樹脂カバー（Ａ１・(イ・ロ)・ＶＩ）

・ 保温化粧ケース（耐候性樹脂製）

屋外露出　・ ステンレス鋼板（Ｅ２・(イ・ロ)・ＶＩ）

・ 保温化粧ケース

屋外保温化粧ケースの材質　・ 耐候性樹脂　・ ステンレス鋼板

・ 高耐食鋼板（溶融亜鉛めっき）

3）標準仕様書以外で多湿箇所の適用

（ ※ 無　・　　）とする。

4）全熱交換器の機器外気側ダクト

（ ※ 給気側　・ 排気側外壁より　１ｍ ）は、保温（２５ｍｍ厚）する。

5）厨房用排気ダクトの断熱（隠ぺい部）

・ Ｉ・(イ)・ＩＸ 又は　h・(イ)・ＩＸ　・ 行わない。

6）共同溝の保温種別は　（ 配管　・

ダクト：・　　）とする。

一般共通事項

30．塗装

下記の部分を除き、原則として塗装（標準仕様書第２編３．２による）を行う。

亜鉛めっきされたもので、常時隠ぺいされる部分、金属電線管、鋼製架台及び支持金物類、主・各階機械室内等及び電気室内の亜鉛めっきされた露出ダクト及び露出配管、カラー亜鉛鉄板面、亜鉛めっき以外のめっき仕上げ面、樹脂コーティング等を施したもので、常時隠ぺいされる部分アルミニウム、ステンレス、銅、溶融アルミニウム－亜鉛鉄板、合成樹脂製等、特に塗装の必要を認められない面、埋設されるもの。

（ただし、防食塗装部分を除く）

塗装を施さない部分・箇所　※ 倉庫　・ 車庫　・ 駐車場

ただし、残りネジ部及びパイプレンチのチャック跡部の鉄面は、さび止めペイント２回塗りを行う。

31．足場

「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置にあたっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の（２）手すり据置き方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行う。

・ 内部足場（ ※ Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ種　・ Ｅ種　・ Ｆ種　・ Ｇ種 ）

・ 外部足場（ ※ Ｄ、Ｅ種　・ Ａ種　・ Ｂ種　・ Ｃ種　・ Ｆ種 ）

㉜ 工事用電力、水、その他

本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は全て受注者の負担とする。

33．監督職員事務所

本工事で設置する。（規模及び仕上げの程度は現場説明書による）

34．工事用仮設物

構内に作ることが　※ できる　・ できない

35．土工事

1）埋戻しとは　※ 根切り土の中の良質土

（コンクリート管以外の管の周囲は山砂の類）

・ 山砂の類

2）建設発生土は　※ 構内散きならし　・ 構内の指示する場所に堆積

・ 構外に搬出し適切に処理（現場説明書）

36．コンクリート工事

コンクリートの設計基準強度は　※ １８Ｎ／ｍｍ２以上

・ 図示による。

37．あと施工アンカー

施工後確認試験

試験方法　引張試験機による引張り試験

試験箇所数　１施工単位に対し１本以上

対象機器（・配電盤・非常用発電機・直流電源装置・変圧器・　）

確認強度　対象機器ごとのアンカーボルト1本に作用する引抜き力以上

38．耐震施工

設備機器の固定は、次に示す設計用地震力に耐える方法とする。

ただし、重量1kN以下の軽量な機器については、設備機器の製造者の指定する方法で確実に行えばよいものとする。

1）設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、

地域係数（ ・ １．０　※ ０．９　・ ０．８ ）と、

次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

設計用標準水平震度	・ 特定の施設		・ 一般の施設	
設置場所 ＼ 機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階屋上及び塔屋 機器	２．０	１．５	１．５	１．０
上層階屋上及び塔屋 防振設置機器	２．０	２．０	２．０	１．５
上層階屋上及び塔屋 水槽類	２．０	１．５	１．５	１．０
中間階 機器	１．５	１．０	１．０	０．６
中間階 防振設置機器	１．５	１．５	１．５	１．０
中間階 水槽類	１．５	１．０	１．０	０．６
地階・１階 機器	１．０	０．６	０．６	０．４
地階・１階 防振設置機器	１．０	１．０	１．０	０．６
地階・１階 水槽類	１．５	１．０	１．０	０．６

上層階とは地階を除く２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３、１３階建以上の場合は上層４階とする。

中間階とは地階、１階を除く各階で上層階に該当しないもの。

水槽類にはオイルタンクを含む。

重要機器は次のものを示す。

・ 給水機器（　　）

・ 排水機器（　　）

・ 換気機器　・ 空調機器　・ 熱源機器　・ 防災機器

・ 監視制御設備　・ 危険物貯蔵装置　・ 火を使用する設備

・ 避難経路上に設置する機器

2）設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の１／２とする。

39．電線類

1）ＥＭ電線類で規格等の定めのないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとし、電線及びＥＭケーブルは標準仕様書第４編１．５．１表４．１．１１による。

2）電線の色別は、原則として電気設備工事の工事仕様書による。

40．施工調査

・ 事前調査（監督員に報告書を提出すること。）

調査内容

調査項目　・改修工事開連部分　・排水放流先　・中央監視盤

・水質確認（SUS腐食）　※石綿事前調査

調査範囲　・既存設備システム　・図示

調査方法　・現地目視　・既存資料調査（貸与資料　・有　・無）

・図示

41．撤去工事

撤去する配管、ダクト（付属品含む）の保温材は、配管・ダクト等より分離する。

42．非破壊検査

はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に非破壊検査を行い、監督職員に報告する。原則、探査方法は走査式埋設物調査（電磁誘導法または電磁波レーダ法）とする。

放射線透過検査等による埋設物の調査を実施する場合、範囲は監督職員の指示による。放射線透過検査の検査費は別途とする。

図面に特記のない場合は別紙「工事区分表」による。

電気設備工事、建築工事等との合併工事の場合は工種区分とする。

（ ）書きの室名は天井無しを示し、その他は天井ありを示す。

43．他工事との取合い

44．天井仕上区分

㊺ 完成時の提出書類等

（１）工事完成図書引渡し書　Ａ４版	1 部
（２）完成図書（Ａ４版）	1 部
（３）諸官庁届出書類一覧表（諸官庁届出書類（正）許可証（正）共）	部
（４）完成図面・施工図面二折製本　Ａ３版	部
（５）縮小完成図面・施工図面二折製本　Ａ４版	部
（６）工事記録写真　Ａ４版（工事記録写真（完成写真）　電子ファイル（PDF形式）	1 部
（７）運転操作説明書・取扱説明書を簡易にまとめたもの　Ａ４版製本	1 部
（８）工事監理図書　Ａ４版	部
（９）電子成果品（電子納品）	部
（10）建物基本情報及び型式台帳（監督職員が指定する様式で作成）	部
（11）その他監督員が必要と指示したもの（フロン台帳等）	1 式

一般共通事項

	※建築工事に伴う工事の提出部数は、建築工事に合わせる。 ※工事写真は「営繕工事写真作成要領」によるほか監督職員の指示による。 ※完成図は、原則、CADにて修正を行い、図面枠内の適当な位置に「完成図」と表示する。 ※完成写真は、４６電子納品に含めて提出すること。
46．電子納品	電子成果品を「営繕工事電子納品要領」（以下、要領という）に基づき作成する。 ※電子納品対象データは同要領に基づくが、変更がある場合は監督職員との協議で決定する。 ・本業種が付帯の場合は、元請業種へ技術資料等を提供する。
47．工事中情報共有システム	（１）本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。 （２）本工事で使用する情報共有システムは次とする。 広島県工事中情報共有システム https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html （３）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行い、利用料を支払うものとする。 （４）受注者は、監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。 なお、途中変更時の登録が必要な場合とは、工期の変更、技術者の変更があった場合とする。 ・本業種が付帯の場合は、元請業種で登録を行う。
48 工事実績情報の登録	受注者は受注時又は変更時において請負金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注、変更、完成、訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し、登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。 なお、途中変更時の登録が必要な場合とは、工期の変更、技術者の変更があった場合とする。 ・本業種が付帯の場合は、元請業種で登録を行う。
49 施工計画書	工事の着手に先立ち、現場の体制・組織、仮設計画、安全衛生管理、緊急時の連絡、災害予防その他の現場運営に必要な計画を定めた「総合施工計画書」を作成し提出する。
50 履行報告	また各種別の工事の施工にあたっては「工種別施工計画書」を作成する。 約款第１１条に規定する工事履行報告書は、都市整備課で示す様式「期間別工事工程報告書」で、工程写真、状況写真を添付して月２回提出する。
51．建設廃棄物の処理	（１）本工事で発生した建設廃棄物は、広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市等（広島市、呉市、福山市）が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては、廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし、建設廃棄物が、破砕等（選別を含む）により、有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理するものとする。（原則、県内処分） （２）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前記（１）に掲げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。 （３）本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので、適正に処理すること。なお、本工事では、広島県産業廃棄物埋立税相当額を見込んでいる。
52．優先順位	設計図書の優先順位は次の順序とする。 ①技術的説明事項（追加説明、質問回答書を含む） ②特記仕様書　③設計図面　④標準仕様書・標準図
53．官公署その他への手続き等	官公署その他への手続きは、受注者が遅滞なく行い、これに要する費用は、すべて受注者の負担とする。また関係法令に基づく官公署への他関係機関の検査において、その検査に必要な資機材及び労務を提供し、これに直接要する費用を受注者が負担する。
54．別契約の関係工事との協調	建築、電気その他別契約の関係工事について、工程及び、取合部分の施工に関し、常に緊密に連絡し、工事の円滑な進捗を図るものとする。
55．調査への対応	工事中及び完成後、下記に示す調査を行うため発注者より連絡があれば対応すること。 ①公共事業労務費調査…工事中に実施 （調査票等の記入提出、発注者の調査実施への協力等） ②契約不適合調査…建設工事請負契約約款第４６条の５に定める期間内
56 工事現場の表示	現場の見やすい位置に監督職員が指示する次の表示板を設置する。 ※　工事名等の表示板（900mm×600mm）　・ 工事概要等の説明看板（900mm×600mm）
57．交通誘導員	＿＿＿＿＿＿作業期間、交通誘導員を＿＿＿（人／日）配置すること。 ・本業種が付帯の場合は、元請業種で配置する。 ・別途工事で配置する。（工事名：　　）
58．説明板等	・　説明書（監督職員と協議の上、設備機器類及び一連の装置等の取扱要領を記載した説明書等を作成する。） ・　説明板（監督職員と協議の上、設備機器類及び一連の装置等の系統図、取扱要領を記載した説明板を作成する。）
59．工事中の補償	地上物件、地中埋設物等で本工事に起因して損傷した場合は、速やかに補修し、完全に復元するものとする。
60 工事後の補償	工事完成引渡後、施工または機器、材料の不備による故障は、約款第４１条（契約不適合）により１年間受注者の負担で完全に補修するものとする。
61 完成引渡しまでの管理	工事完了後も予め監督職員の指示した日時までは受注者で管理し、各種公園に対する料金及び各種の被害（火災、盗難、破損等）は一切受注者の負担とする。
62．快適トイレモデル工事	現場説明書による。

別表－1

品　目	機　材　名
ボイラー	鋳鉄製温水ボイラー　鋳鉄製ボイラー　鋼製小型ボイラー　鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機（鋼製・銅製缶）　無圧式温水発生機（鋼製・銅製缶）
冷凍機	チリングユニット及び空気熱源ヒートポンプユニット　吸収冷温水機
冷却塔	冷却塔　吸収冷温水機ユニット　温心冷凍機
空気調和機	ユニット形空気調和機　ファンコイルユニット及びカセット形ファンコイルユニット コンパクト形空気調和機　パッケージ形空気調和機　マルチパッケージ形空気調和機 ガスエンジンシートポンプ式空気調和機
空気清浄装置	エアフィルター（パネル形・折込み形）　自動巻取型エアフィルター　電気集じん器
全熱交換器	全熱交換器（回転形・静止形）

品　目	機　材　名
送風機	遠心送風機（多翼形送風機）　軸流送風機　軸流送風機　消音ボックス付送風機
ポンプ	横形遠心ポンプ　水中モーターポンプ（汚水用、雑排水用、汚物用）
ダクト付属品	風量ユニット（定風量、変風量）　立形遠心ポンプ
自動制御	自動制御システム
衛生器具	衛生器具ユニット
タンク	ＦＲＰ製パネルタンク　密閉型鋼板式膨張タンク（空調用・給湯用） ステンレス鋼板製パネルタンク（溶接組立形・ボルト組立形）
消火設置	スプリンクラー消火システム　不活性ガス消火システム　泡消火システム
排煙機器	排煙システム　ハロゲン化物消火システム
昇降機器	マンホールふた・歩廊ふた

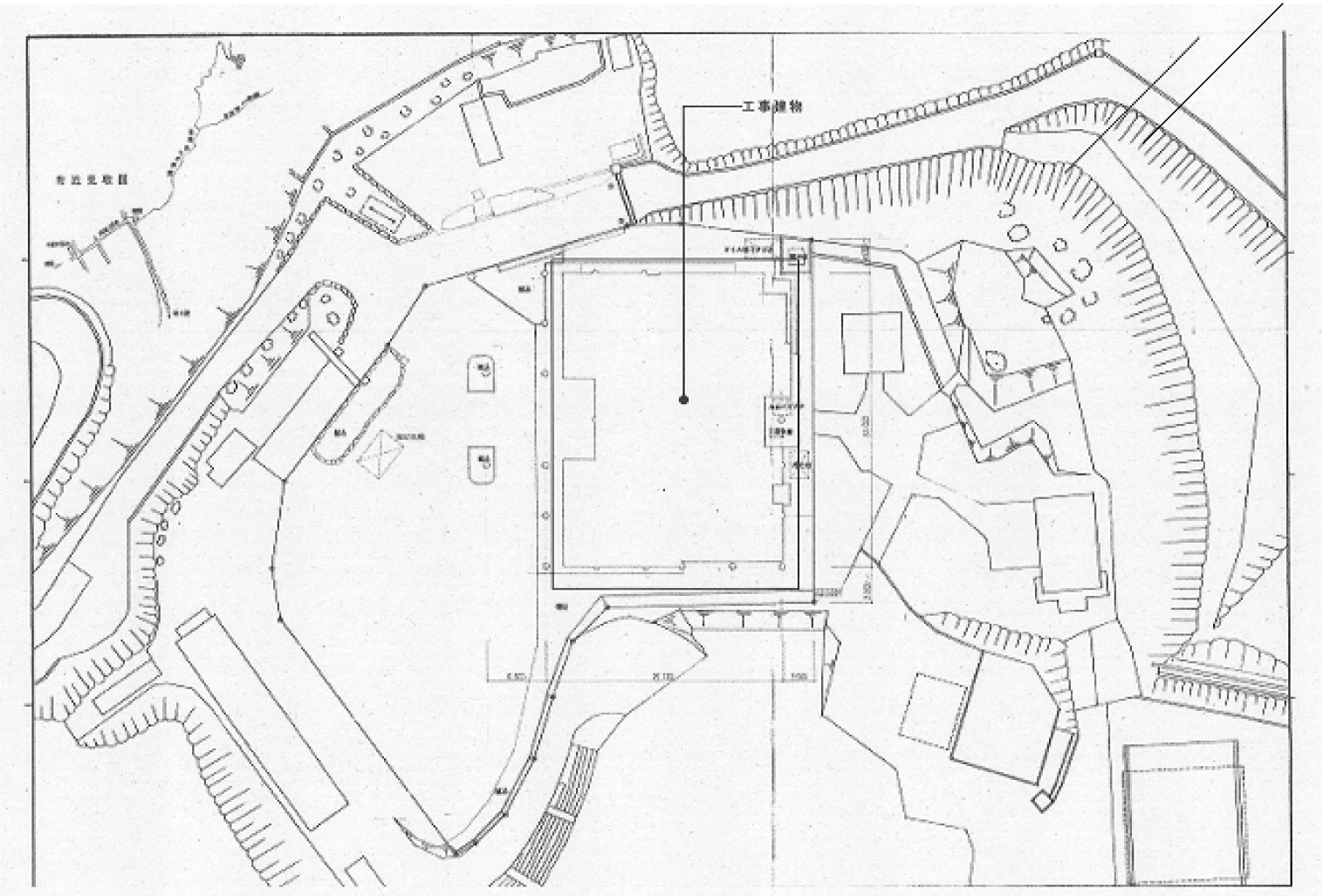
代表となる設計者	工事名		
竹原市建設部都市整備課	竹原市斎場火葬炉設備修繕工事		
	図面内容・縮尺	竹原市建設部都市整備課	
	特記仕様書（一般共通事項）		

審査①					審査②					令和	M
										8 年度	00

R6．12

【 修繕概要】

・２号炉主・再燃焼室耐火物全面修繕
・３号炉再燃ﾊﾞｰﾅｰ取替（参考品番）ﾛｻﾞｲ工業　782P同等品
・３号炉ﾊﾟｯｹｰｼﾞｺﾝﾄﾛｰﾗｰ取替（参考品番）岡谷精立工業　PEC-50P
・３号炉炉圧用ﾊﾟｯｹｰｼﾞｺﾝﾄﾛｰﾗｰ取替（参考品番）岡谷精立工業　PEC-50P
・２号炉　耐火台車上部取替



竹原市建設部 都市整備課
〒725-8666　広島県竹原市中央五丁目１番３５号
TEL　0846-22-2270　　FAX　0846-22-8579

審査	課長	主査	係長	係員

設計者・設計事務所名
１級建築士(大臣登録)第　　号
印

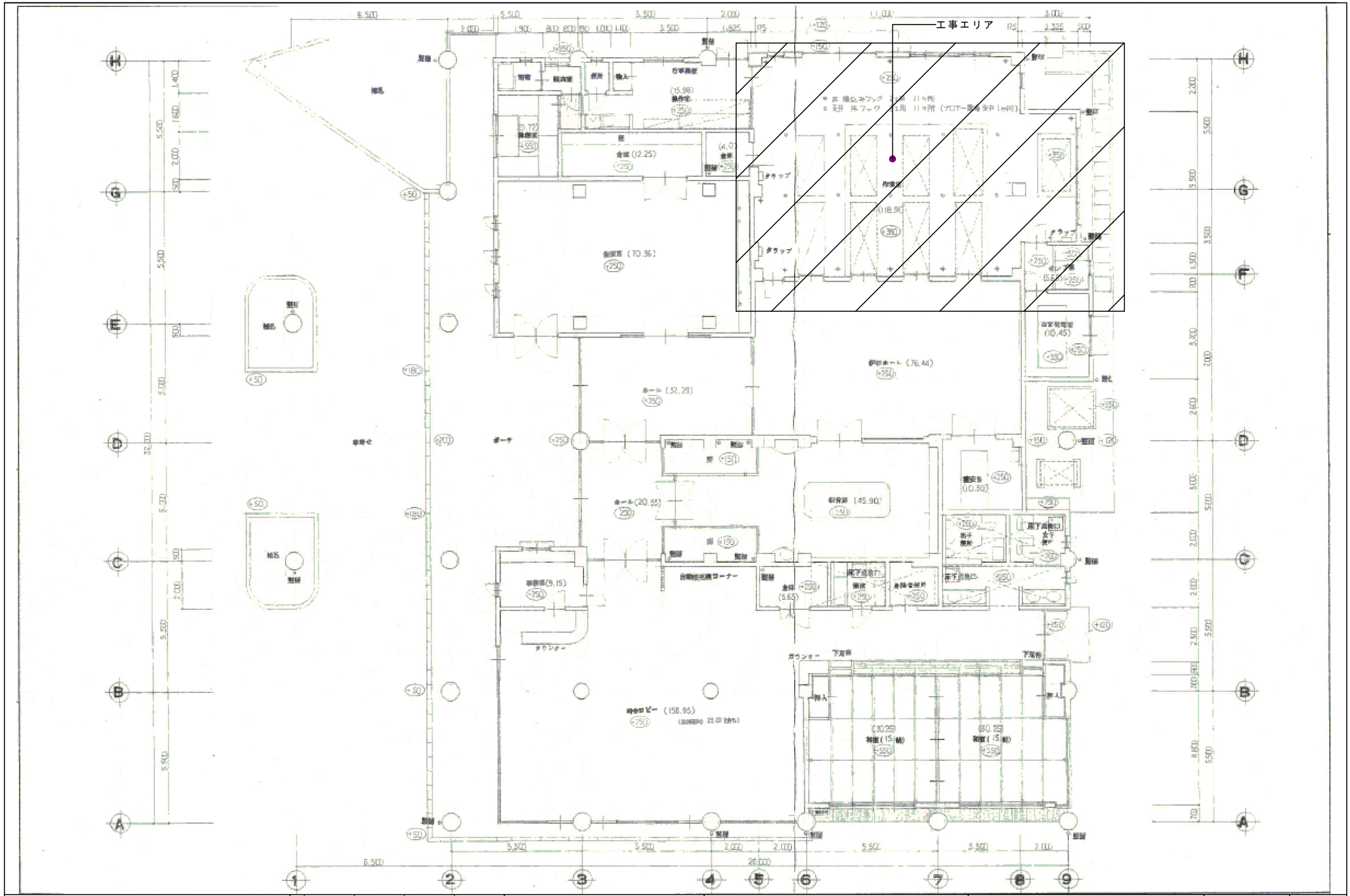
工事名
竹原市斎場火葬炉設備修繕工事

図面内容・縮尺
附近見取図・配置図
修繕概要

出力倍率
A2　×100・71・50%
A3　×100×71・50%
A4　・100・71×50%

設計
令和8年5月

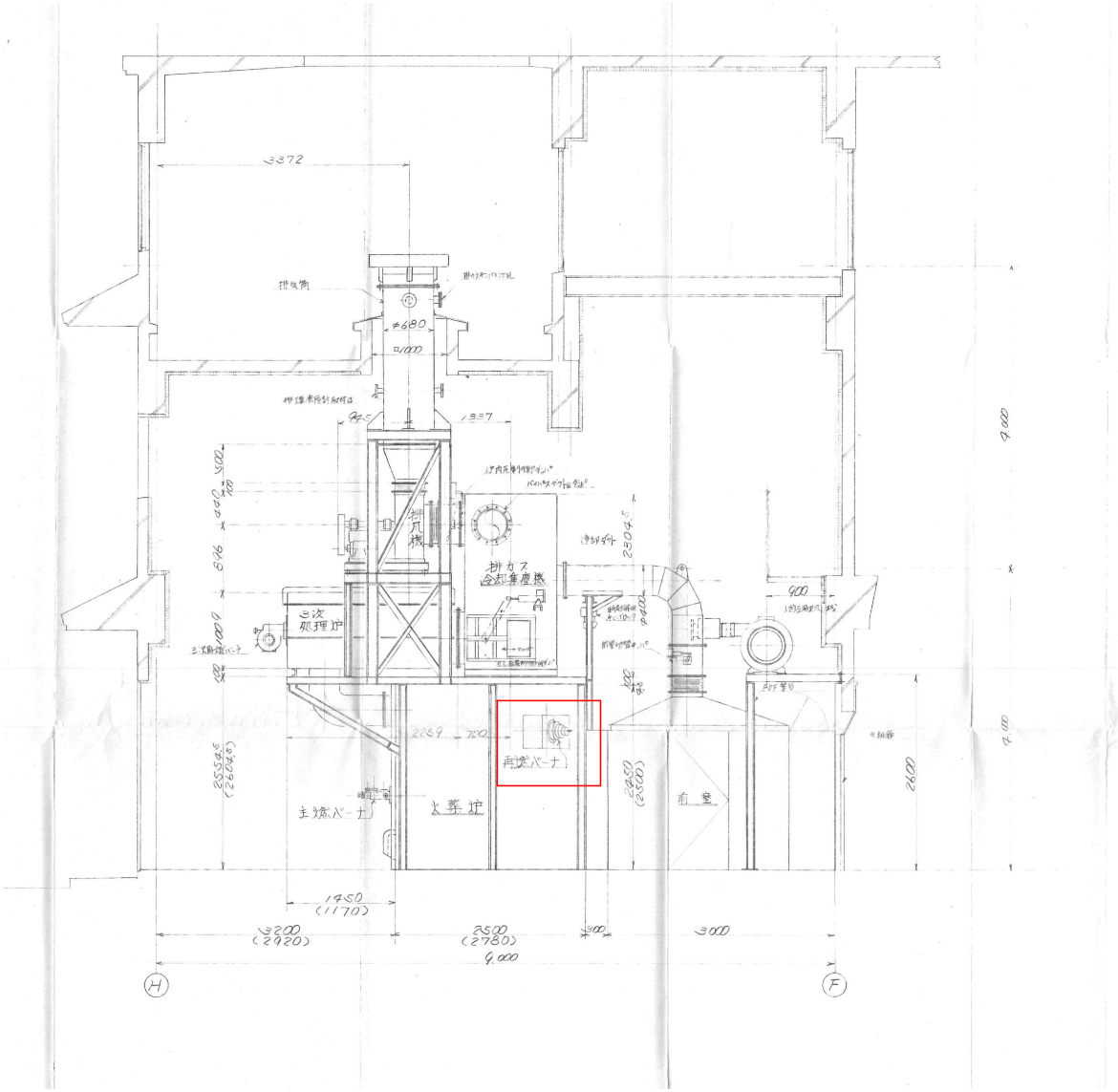
図面番号
01



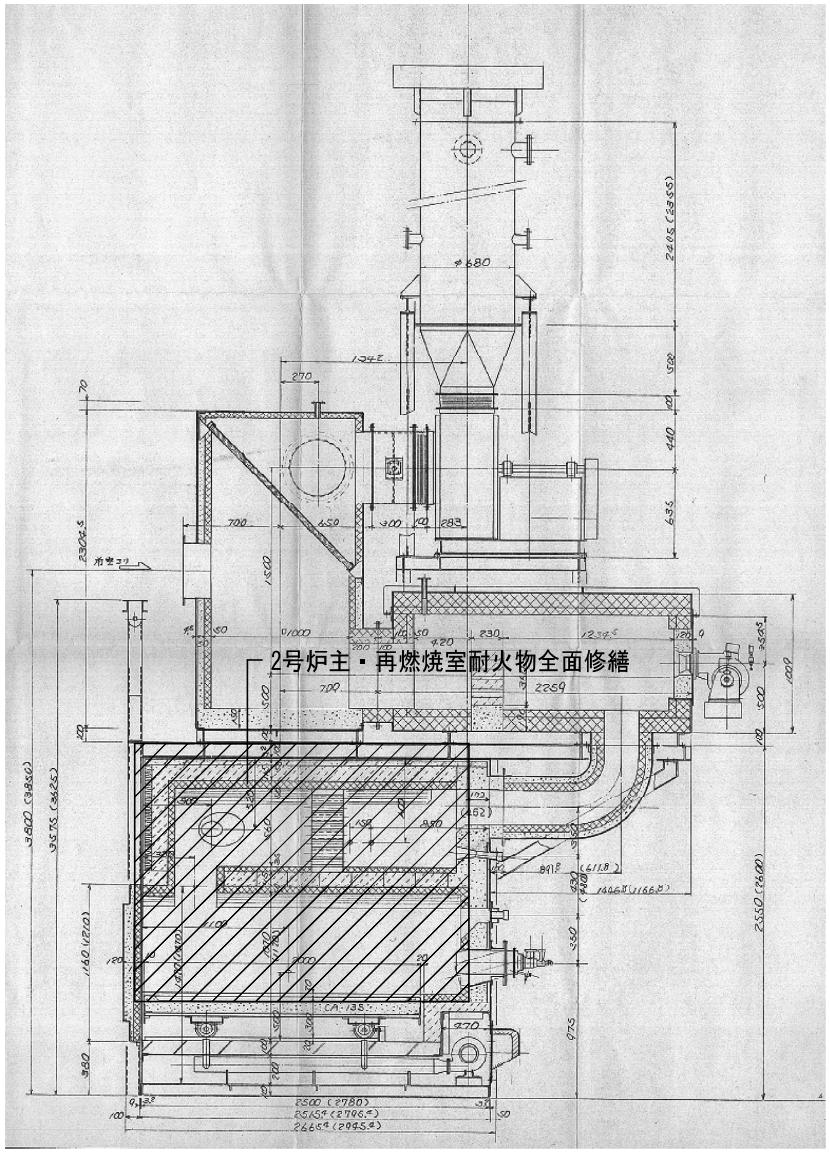
竹原市建設部　都市整備課	審査	課長	主査	係長	係員	設計者・設計事務所名	工事名	図面内容・縮尺	出力倍率	図面番号
〒725-8666　広島県竹原市中央五丁目１番３５号 TEL　0846-22-2270　FAX　0846-22-8579						１級建築士（大臣登録）第　　号 印	竹原市斎場火葬炉設備修繕工事	１階平面図	A2　＊100・71・50% A3　・100＊71・50% A4　・100・71＊50% 設計 令和8年5月	02

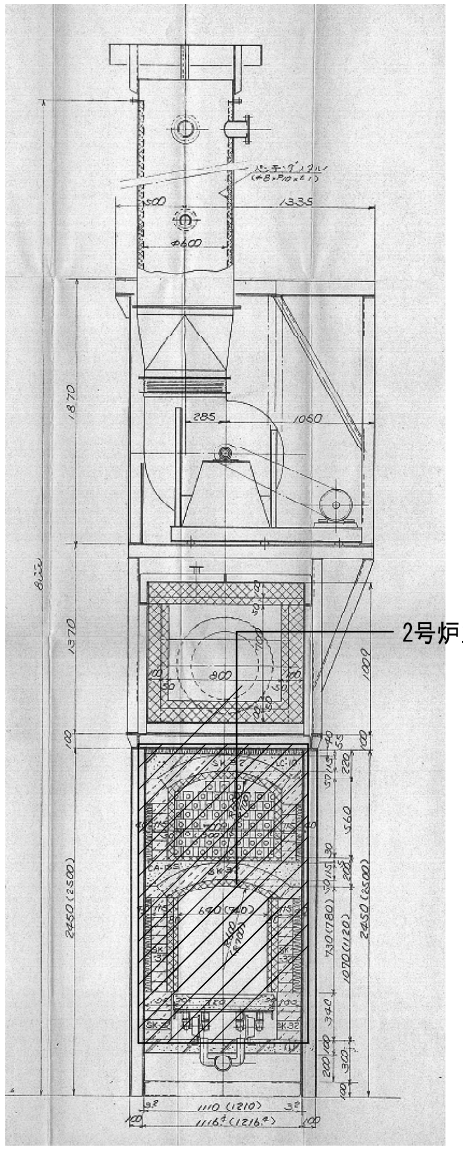
構造断面図

３号炉再燃ﾊﾞｰﾅｰ取替：参考品番　ロザイ工業　782P　１台同等品



竹原市建設部　都市整備課 〒725-8666　広島県竹原市中央五丁目１番３５号 TEL　0846-22-2270　FAX　0846-22-8579	審査	課長	主査	係長	係員	設計者・設計事務所名 １級建築士(大臣登録)第　　号 印	工事名 竹原市斎場火葬炉設備修繕工事	図面内容・縮尺 機器据付立面図 ３号炉再燃ﾊﾞｰﾅｰ取替	出力倍率 A2　×100・71・50% A3　・100×71・50% A4　・100・71×50% 設計 令和8年5月	図面番号 03





竹原市建設部 都市整備課
〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目1番35号
TEL 0846-22-2270 FAX 0846-22-8579

審査	課長	主査	係長	係員

設計者・設計事務所名
1級建築士(大臣登録)第 号
印

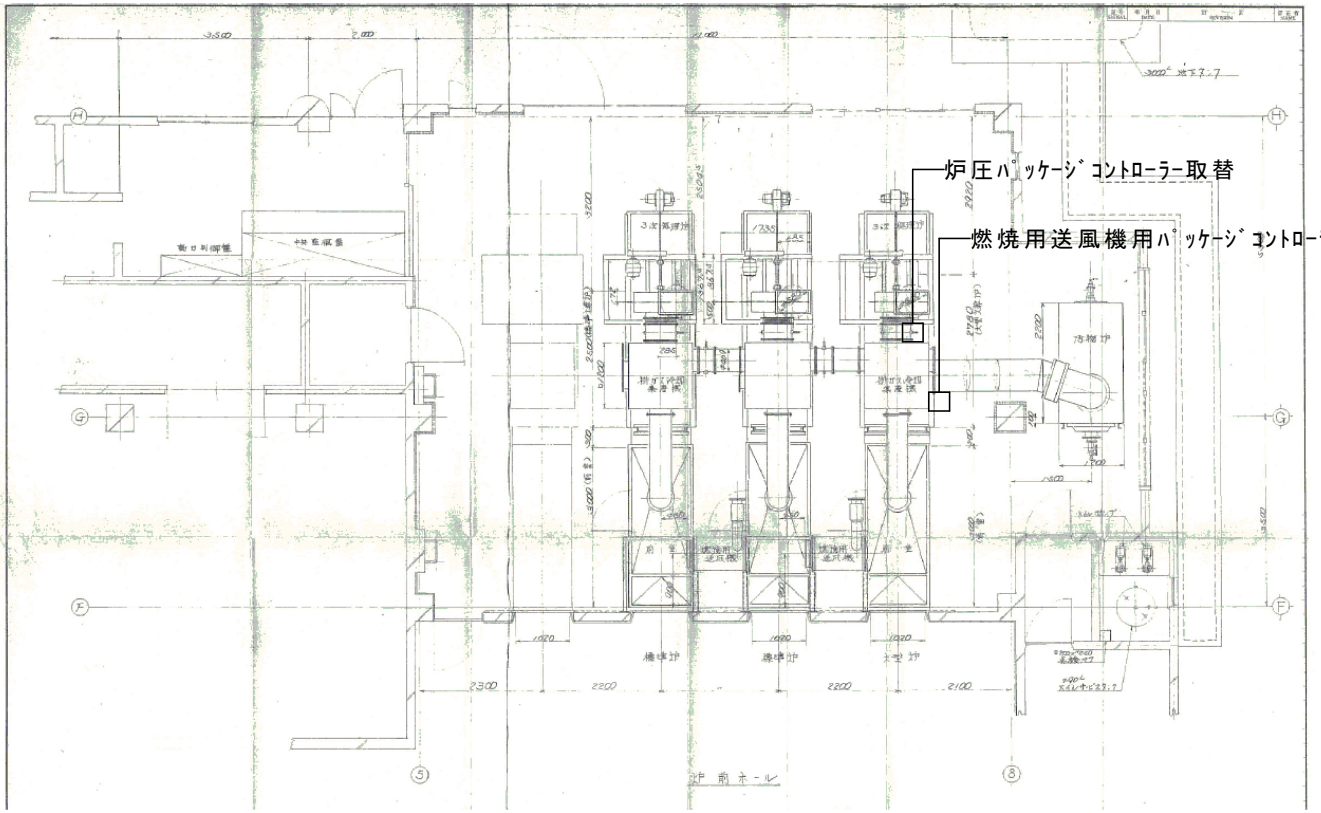
工事名
竹原市斎場火葬炉設備修繕工事

図面内容・縮尺
三次再燃火葬炉 構造断面図
(セラミック貼替)

出力縮率
A2 ×130・71・50%
A3 ×130・71・50%
A4 ×130・71・50%

設計
令和8年5月

図面番号
04



参考品番：岡谷精立工業　PEC-50P

竹原市建設部　都市整備課
〒725-8666　広島県竹原市中央五丁目１番３５号
TEL　0846-22-2270　FAX　0846-22-8579

審査	課長	主査	係長	係員

設計者・設計事務所名
１級建築士(大臣登録)第　　号
印

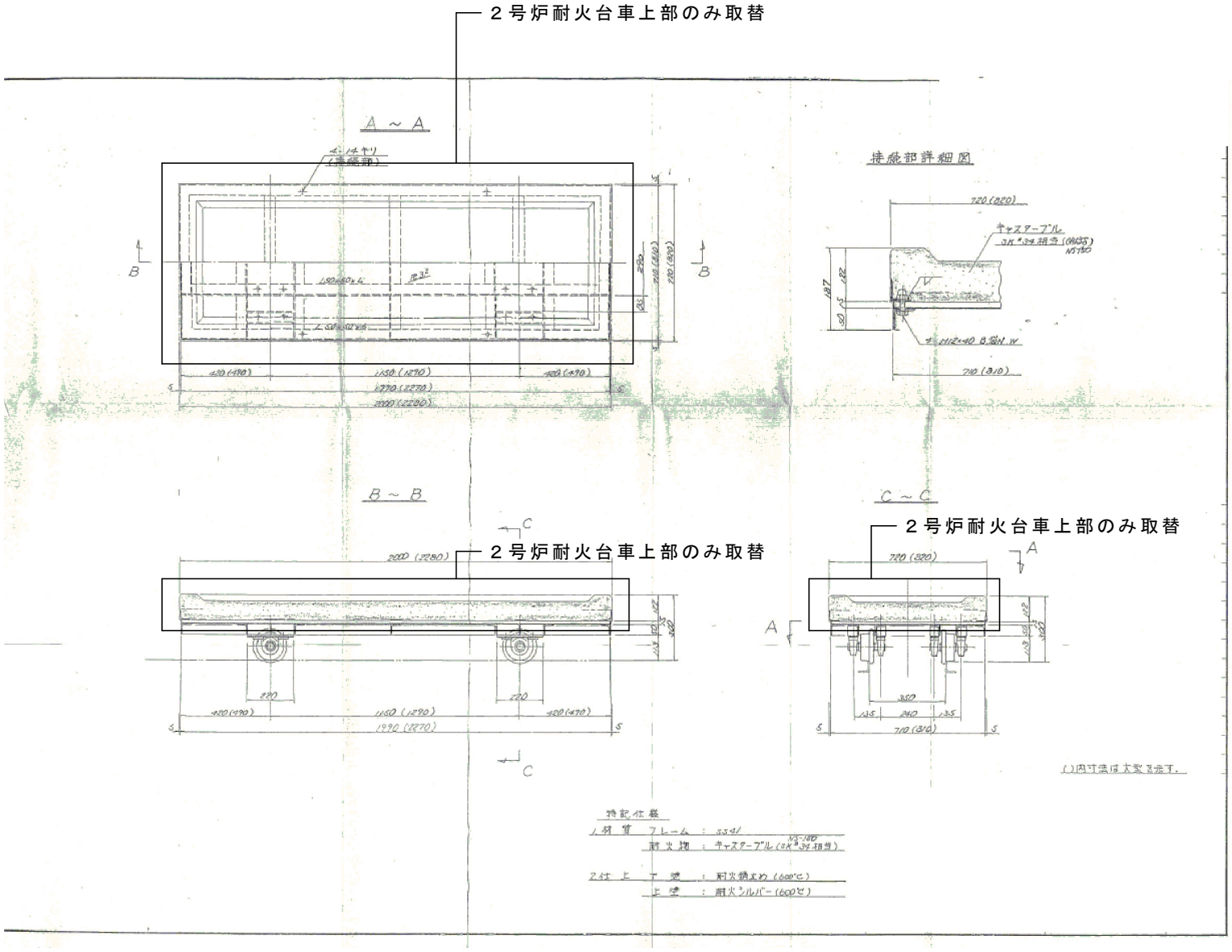
工事名
竹原市斎場火葬炉設備修繕工事

図面内容・縮尺
機器据付平面詳細図
（ﾊﾟｯｹｰｼﾞｺﾝﾄﾛｰﾗｰ取替）

出力倍率
A2　×100・71・50%
A3　×100×71・50%
A4　×100・71×50%

設計
令和8年5月

図面番号
05



竹原市建設部 都市整備課
〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目１番３５号
TEL 0846-22-2270 FAX 0846-22-8579

審査	課長	課長補佐	係長	係員

設計者・設計事務所名
１級建築士(大臣登録)第　　号
印

工事名
竹原市斎場火葬炉設備修繕工事

図面内容・縮尺
耐火台車詳細図

出力倍率
A2 ＊100・71・50%
A3 ・100＊71・50%
A4 ・100・71＊50%

設計
令和8年5月

図面番号
06